# 条例改正に伴う新旧対照表

平成27年 奈良市議会9月定例会

# 議案番号 83

# 奈良市役所出張所設置条例 新旧対照表

現行					改正案			
別表			別	表				
名称	位置	所管区域		名称	位置	所管区域		
奈良市列	東奈良市大柳	柳生町、柳生下町、興ヶ原町、邑地町、大保町、		奈良市東	奈良市大柳	柳生町、柳生下町、興ヶ原町、邑地町、大保町、		
部出張原	斤生町 <u>4,254</u> 番	丹生町、北野山町、大柳生町、阪原町、大平尾		部出張所	生町 <u>4,735</u> 番	丹生町、北野山町、大柳生町、阪原町、大平尾		
	地	町、忍辱山町、大慈仙町、須川町、南庄町、北			地	町、忍辱山町、大慈仙町、須川町、南庄町、北		
		村町、園田町、平清水町、生琉里町、法用町、				村町、園田町、平清水町、生琉里町、法用町、		
		東鳴川町、中ノ川町(一部を除く。)、狭川両				東鳴川町、中ノ川町(一部を除く。)、狭川両		
		町、西狭川町、狭川東町、下狭川町、広岡町				町、西狭川町、狭川東町、下狭川町、広岡町		
略	略	略		略	略	略		
				·		_		

#### 奈良市職員の退職手当に関する条例 新旧対照表

現行

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

#### 第3条 略

前項に規定する者のうち、傷病(地方公務員等共済組合法(昭和37年法2 前項に規定する者のうち、傷病(厚生年金保険法(昭和29年法律第115 律第152号) 第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態 にある傷病とする。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同 じ。)又は死亡によらず、かつ、第10条第8項に規定する認定を受けない で、その者の都合により退職した者(第14条第1項各号に掲げる者及び傷 病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定によ る免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第7条の4第4 項において「自己都合等退職者」という。) に対する退職手当の基本額は、 自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定に かかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じ て得た額とする。

 $(1)\sim(3)$  略

改正案

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

#### 第3条 略

号) 第47条第2項 に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態 にある傷病とする。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同 じ。)又は死亡によらず、かつ、第10条第8項に規定する認定を受けない で、その者の都合により退職した者(第14条第1項各号に掲げる者及び傷 病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定によ る免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第7条の4第4 項において「自己都合等退職者」という。) に対する退職手当の基本額は、 自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定に かかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じ て得た額とする。

 $(1)\sim(3)$  略

# 奈良市手数料条例 新旧対照表 (第1条による改正)

現行 表 (第2条関係)					改正案 別表(第2条関係)					
略	略	略	略	略	略	略	略			
40)	住民票の写し	住民基本台帳法第12条の4第1	1 通につき	140	住民票の写し	住民基本台帳法第12条の4第1	1 通につき			
2	広域交付手数	項の規定に基づく住民票に記録	300円	2	広域交付手数	項の規定に基づく住民票に記録	300円			
	料	されている事項を記載した書類			料	されている事項を記載した書類				
		の交付				の交付				
				<u>14の</u>	通知カード再	行政手続における特定の個人を	1枚につき			
				3	交付手数料	識別するための番号の利用等に	<u>500</u> 円			
						関する法律(平成25年法律第27				
						号) 第7条第1項に規定する通				
						知カードの再交付(追記欄の余				
						白がなくなった場合、個人番号				
						又は住民票コードの変更により				
						返納した場合及び国外転出によ				
						り返納した場合の再交付を除				
						⟨。)				
<u>4の</u>	住民基本台帳	住民基本台帳法第30条の44第3	1枚につき			住民基本台帳法第30条の44第3	<u>"</u>			
		項の規定に基づく住民基本台帳				項の規定に基づく住民基本台帳	500円			
		カードの交付又は住民基本台帳				カードの交付又は住民基本台帳				
		法施行令(昭和42年政令第292			1	法施行令(昭和42年政令第292				
		号) 第30条の17第1項の規定に				号) 第30条の17第1項の規定に				
		基づく住民基本台帳カードの再				基づく住民基本台帳カードの再				
		交付				交付				
略	略	略	略	略	略	略	略			

# 奈良市手数料条例 新旧対照表 (第2条による改正)

現行					改正案					
表(第2条関係)						別表(第2条関係)				
番号	名称	事務	金額		番号	名称	事務	金額		
略	略	略	略		略	略	略	瞬		
14の	通知カード再	行政手続における特定の個人を	1枚につき		140	通知カード再	行政手続における特定の個人を	1枚につき		
3	交付手数料	識別するための番号の利用等に	500円		3	交付手数料	識別するための番号の利用等に	500円		
		関する法律(平成25年法律第27					関する法律(平成25年法律第27			
		号) 第7条第1項に規定する通					号) 第7条第1項に規定する通			
		知カードの再交付(追記欄の余					知カードの再交付(追記欄の余			
		白がなくなった場合、個人番号					白がなくなった場合、個人番号			
		又は住民票コードの変更により					又は住民票コードの変更により			
		返納した場合及び国外転出によ					返納した場合及び国外転出によ			
		り返納した場合の再交付を除					り返納した場合の再交付を除			
		<。)					⟨。)			
140)	住民基本台帳	住民基本台帳法第30条の44第3	1枚につき		14の	個人番号カー	行政手続における特定の個人を	1枚につき		
4	カード交付手	項の規定に基づく住民基本台帳	500円		4	ド冉交付手数	識別するための番号の利用等に	<u>800</u> 무		
	数料又は再交	カードの交付又は住民基本台帳					関する法律第2条第7項に規定			
	付手数料	法施行令(昭和42年政令第292					する個人番号カードの再交付			
		号)第30条の17第1項の規定に					(追記欄の余白がなくなった場			
		基づく住民基本台帳カードの再					合、個人番号又は住民票コード			
		<u>交付</u>					の変更により返納した場合及び			
							国外転出により返納した場合の			
							再交付を除く。)			
略	略	略	略		略	略	略	略		

### 奈良市税条例 新旧対照表

(市民税の納税義務者等)

## 第13条 略

|2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人 (以下こ|2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人 (以下こ の節において「外国法人」という。) に対するこの節の規定の適用については、 つて、その事務所又は事業所とする。

現行

3 略

(所得割の課税標準)

#### 第19条 略

|2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく|2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく 政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第 33号) その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第 3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によつて算定す る。

 $3\sim6$  略

(市民税の申告)

第28条 略

 $2 \sim 7$  略

|8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新 たに第13条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなつた者に当該該 たに第13条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなつた者に当該該 当することとなつた日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、 主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在と主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、

改正案

(市民税の納税義務者等)

#### 第13条 略

の節において「外国法人」という。) に対するこの節の規定の適用については、 恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)をも 恒久的施設(法第292条第1項第14号 に規定する恒久的施設をいう。)をも つて、その事務所又は事業所とする。

(所得割の課税標準)

第19条 略

政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第 33号) その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第 3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によつて算定す る。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものと する。

 $3\sim6$  略

(市民税の申告)

第28条 略

 $2 \sim 7$  略

当することとなつた目から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、 法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す

現行 、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させるこ とができる。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第29条の3 略

 $2 \sim 3$  略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公 を電磁的方法により提供することができる。

5 略

(市民税の減免)

ると認めるものに対し、市民税を減免する。

 $(1)\sim(5)$  略

2 前項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日まで2 前項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に にその事由を記載した申請書にこれ を証明する書類を 添付して市長に提出しなければならない。

改正案

る法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。 以下同じ。)、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させるこ とができる。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第29条の3 略

2~3 略

的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署 的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署 - 長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書 - 長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書 の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項」の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項 を電磁的方法により提供することができる。

(市民税の減免)

|第47条 市長は、次の各号の一 に該当する者のうち市長において必要があ|第47条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があ ると認めるものに対し、市民税を減免する。

 $(1)\sim(5)$  略

- 掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を 添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業 所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同 じ。)又は法人番号
- (2) 法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間、納期限及び税 額
- (3) 減免を受けようとする事由

略

(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)

に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記 載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

現行

(1) 代表者の住所及び氏名

 $(2)\sim(4)$  略

2 略

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のあん分の申 出)

- |第70条の2 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件||第70条の2 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件| に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しない ものに係る固定資産税額のあん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務 者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を 市長に提出して行わなければならない。
  - (1) 代表者の住所及び氏名

 $(2)\sim(5)$  略

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項に 2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項に おいて「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額のあん分の申出は、 同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号及び第4項におい て「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3 第1項に規定する被災年度(以下この項及び第82条の3において「被災年度」 という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難

改正案

3 略

(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)

- 第70条 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋第70条 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋 に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記 載した申出書を市長に提出して行わなければならない。
  - (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(当該書類を提出する者の個 人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(個人番号又 は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

 $(2)\sim(4)$  略

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のあん分の申 出)

- に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しない ものに係る固定資産税額のあん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務 者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を 市長に提出して行わなければならない。
- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は 法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

 $(2)\sim(5)$  略

おいて「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額のあん分の申出は、 同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号及び第4項におい て「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3 第1項に規定する被災年度(以下この項及び第82条の3において「被災年度」 という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難

の指示等(第82条の3において「避難の指示等」という。)が行われた場合に おいて、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び 第82条の3において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3 の3第1項に規定する被災年(第82条の3において「被災年」という。)の翌 年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年。年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年 の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日 の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に 掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければな らない。

(1) 代表者の住所及び氏名

 $(2)\sim(6)$  略

3 • 4 略

(固定資産税の減免)

- **|第79条 市長は、次の各号の一 に該当する固定資産のうち、市長において|第79条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において** 減免する。
  - $(1)\sim(4)$  略
- 前項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日2 前項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限 までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を 証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

 $(2)\sim(5)$  略

3 略

#### 改正案

の指示等(第82条の3において「避難の指示等」という。)が行われた場合に おいて、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び 第82条の3において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3 の3第1項に規定する被災年(第82条の3において「被災年」という。)の翌 の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日 の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に 掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければな らない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は 法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

 $(2)\sim(6)$  略

3 • 4 略

(固定資産税の減免)

必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を<br />
必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を<br /> 減免する。

 $(1)\sim(4)$  略

- 証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号 又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

 $(2)\sim(5)$  略

3 略

(住宅用地の申告)

(住宅用地の申告)

第82条の2 賦課期日において住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係第82条の2 賦課期日において住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係 る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 住宅用地の所有者の住所及び氏名又は名称

 $(2)\sim(4)$  略

2 略

(被災住宅用地の申告)

|第82条の3 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び第82条の3 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び 同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替 えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を 受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われ た場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるとき は、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を |経過する日を賦課期日とする年度までの各年度) の初日の属する年の1月31 日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を 添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

並びに当該

納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号 から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しく は第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

 $(2)\sim(6)$  略

略

る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に 異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号 異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号 に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

改正案

(1) 住宅用地の所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個 人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

 $(2)\sim(4)$  略

(被災住宅用地の申告)

同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替 えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を 受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われ た場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるとき は、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を 経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31 日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を 添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号 又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該 納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号 から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しく は第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

 $(2)\sim(6)$  略

(軽自動車税の減免)

第96条 略

前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限 までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲 げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、 これを市長に提出しなければならない。

現行

- (1) 略
- (2) 軽自動車等の所有者等の住所及び氏名又は名称

 $(3)\sim(8)$  略

3 略

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

#### 第97条 略

前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第 15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38) 年法律第168号) 第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身 体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以 下本項 において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるとこ ろにより交付された療育手帳(以下本項 において「療育手帳」という。)又 は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条 の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下本項 において「精神 障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第 92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする 者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)

改正案

(軽自動車税の減免)

第96条 略

までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲 げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、 これを市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名 又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者に あつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

 $(3)\sim(8)$  略

3 略

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第97条 略

2 前項第1号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限2 前項第1号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限 までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第 15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38 年法律第168号) 第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身 体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以 下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるとこ ろにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又 は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条 の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神 障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第 92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする 者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)

を常時介護する者の運転免許証(以下本項 において「運転免許証」という。) を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要と する理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) 減免を受ける者の氏名及び住所

並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一に する者である場合には、当該身体障害者等との関係

 $(2)\sim(6)$  略

|3 第1項第2号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期|3 第1項第2号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期 限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動 車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)を ばならない。

#### 4 略

(特別土地保有税の減免)

第135条の3 市長は、次の各号の一 に該当する土地又はその取得のうち、第135条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、 して課する特別土地保有税を減免することができる。

 $(1)\sim(3)$  略

- 2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限 由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) • (3) 略

3 略

#### 改正案

を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。) を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要と する理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあ つては、氏名及び住所) 並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一に する者である場合には、当該身体障害者等との関係

 $(2)\sim(6)$  略

限 までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動 車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)を するとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなけれ するとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなけれ ばならない。

#### 4 略

(特別土地保有税の減免)

市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対
市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対 して課する特別土地保有税を減免することができる。

 $(1)\sim(3)$  略

- 7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事 \_\_\_\_までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事 由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。
  - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号 又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) • (3) 略

3 略

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

- 第143条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に|第143条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に| 掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場 掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場 合においても、直ちにその旨を申告しなければならない。
  - (1) 住所及び氏名又は名称

(2) • (3) 略

(事業所税の賦課徴収に関する申告の義務)

止の日から30日以内に、当該事業所等の名称及び所在地並びに代表者の氏名

その他必要な事項を記載した申告書を市長に りでない。

2 略

(事業所税の減免)

第157条 略

2 前項の規定によつて事業所税の減免を受けようとする者は、納期限前7日ま2 前項の規定によつて事業所税の減免を受けようとする者は、納期限 でに当該事業所等の名称及び所在地並びに代表者の氏名

その他必要な事項を記載した申請書を市長に提出しなければなら ない。

附則

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

|第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に|第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に|

改正案

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

- 合においても、直ちにその旨を申告しなければならない。
- (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又 は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務 所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2) • (3) 略

(事業所税の賦課徴収に関する申告の義務)

第155条 市内において事業所等を新設し、又は廃止した者は、当該新設又は廃第155条 市内において事業所等を新設し、又は廃止した者は、当該新設又は廃 止の日から30日以内に、当該事業所等の名称、所在地並びに代表者の氏名及び 個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、名称 及び所在地並びに代表者の氏名)その他必要な事項を記載した申告書を市長に 提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと認めた場合は、この限し提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと認めた場合は、この限 りでない。

2 略

(事業所税の減免)

第157条 略

でに当該事業所等の名称、所在地並びに代表者の氏名及び個人番号又は法人番 号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、名称及び所在地並びに代 表者の氏名) その他必要な事項を記載した申請書を市長に提出しなければなら ない。

附則

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5ペ 係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5ペ

ーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる 日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第47条の3に規定 する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間が ある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。) 内(法人税法第75条の2第1項(同法第145条第1項において準用する場合を 含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提 出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8 第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる 日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来す る場合における当該市民税に係る第47条の3の規定による延滞金にあつては、 当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出 期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る 第47条の3に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2 項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日におけ る当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割 合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗 じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセント の割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者が すべき申告)

の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次 に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

#### 改正案

ーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる 日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第47条の3に規定 する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間が ある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。) 内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8 において準用する場合を 含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提 出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8 第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる 日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来す る場合における当該市民税に係る第47条の3の規定による延滞金にあつては、 当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出 期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る 第47条の3に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2 項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日におけ る当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割 合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗 じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセント の割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者が すべき申告)

|第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定| の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次 に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

> (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号 又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) • (3) 略

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を12 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を 受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる 事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付し て市長に提出しなければならない。

現行

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

 $(2)\sim(4)$  略

- 3 法附則第15条の8第1項又は第2項の貸家住宅の敷地の用に供する土地に|3 法附則第15条の8第1項又は第2項の貸家住宅の敷地の用に供する土地に| ついて、令附則第12条第9項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の 初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附 ならない。
- (1) 所有者の住所及び氏名

(2) • (3) 略

- 4 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとす4 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとす る者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し た申告書を市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) • (3) 略

5 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けよう15 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けよう1 とする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記 載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第 7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する 費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証

改正案

(2) • (3) 略

- 受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる 事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付し て市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号 又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

 $(2)\sim(4)$  略

- ついて、令附則第12条第9項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の 初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附 則第7条第3項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければ、則第7条第3項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければ、 ならない。
  - (1) 所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は 法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) • (3) 略

- る者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し た申告書を市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号 又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) • (3) 略

とする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記 載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第 7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する 費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証

する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) • (3) 略

- る者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し た申告書を市長に提出しなければならない。
  - (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)・(3) 略

- 7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を7 受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を 証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準 を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

 $(2)\sim(6)$  略

- 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者 等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同 条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げ る事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添 付して市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

 $(2)\sim(7)$  略

改正案

する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号 又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) • (3) 略

- 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとす6 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとす る者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し た申告書を市長に提出しなければならない。
  - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号 又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) • (3) 略

- 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を 受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を 証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準 を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号 又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

 $(2)\sim(6)$  略

- |8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者 等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同 条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げ る事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添 付して市長に提出しなければならない。
  - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号 又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

 $(2)\sim(7)$  略

- 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防 止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる 事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付 して市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

 $(2)\sim(6)$  略

- |10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を|10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を| 受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に 規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関す る法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報 告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を 満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
  - (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

 $(2)\sim(6)$  略

(宅地化農地に対して課する固定資産税の納税義務の免除等)

第17条 略

- 2 法附則第29条の5第2項の申告は、次の各号に掲げる事項を記載した申告書2 法附則第29条の5第2項の申告は、次の各号に掲げる事項を記載した申告書 に施行規則附則第8条の3第2項第1号に掲げる書類を添付してしなければ ならない。
  - (1) 所有者の住所及び氏名

 $(2)\sim(4)$  略

#### 改正案

- 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防 止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる 事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付 して市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号 又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

 $(2)\sim(6)$  略

- 受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に 規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関す る法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報 告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を 満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号 又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

 $(2)\sim(6)$  略

(宅地化農地に対して課する固定資産税の納税義務の免除等)

第17条 略

- に施行規則附則第8条の3第2項第1号に掲げる書類を添付してしなければ ならない。
- (1) 所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は 法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

 $(2)\sim(4)$  略

	两次人 田 · 丁 · · · · · · · · · · · · · · · · ·
現行	改正案
3 法附則第29条の5第3項の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請	3 法附則第29条の5第3項の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書
に施行規則附則第8条の3第2項第2号に掲げる書類を添付してしなければ	に施行規則附則第8条の3第2項第2号に掲げる書類を添付してしなければ
ならない。	ならない。
(1) 所有者の住所 <u>及び氏名</u>	(1) 所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は
	法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
(2)~(4) 略	(2)~(4) 略
4 法附則第29条の5第5項の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請	4 法附則第29条の5第5項の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書
に施行規則附則第8条の3第2項第3号に掲げる書類を添付してしなければ	に施行規則附則第8条の3第2項第3号に掲げる書類を添付してしなければ
ならない。	ならない。
(1) 所有者の住所 <u>及び氏名</u>	(1) 所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は
	法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
(2)~(4) 略	(2)~(4) 略
(たばこ税の税率の特例)	
第23条 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和	n <u>第23条 削除</u>
40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時	<u> </u>
における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第	
104条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき2,495円とする。	
2 前項の規定の適用がある場合における第107条第1項から第4項までの規定	
の適用については、同条第1項中「第34号の2様式」とあるのは「第48号の	
様式」と、同条第2項中「第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の6様式	1
と、同条第3項中「第34号の2の6様式」とあるのは「第48号の9様式」と、	
同条第4項中「第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「第4	8
号の5様式又は第48号の6様式」とする。	

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき 申告等)

第28条の6 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)第28条の6 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき

申告等)

の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日ま でに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

並びに当該

納税義務者が令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号 から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しく は第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

 $(2)\sim(4)$  略

2 略

- 納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項 を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。
- (1) 代表者の住所及び氏名

 $(2)\sim(5)$  略

4 略

改正案

の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日ま でに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号 又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該 納税義務者が令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号 から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しく は第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

 $(2)\sim(4)$  略

略

- 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特3- 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特 |定被災共用土地||という。)に係る固定資産税額のあん分の申出は、同項に規||定被災共用土地||という。)に係る固定資産税額のあん分の申出は、同項に規| 定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地」 定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地 納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次 に掲げる事項 を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

> (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は 法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

 $(2)\sim(5)$  略

略

## 奈良市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
(記録の整備)	(記録の整備)
第9条 略	第9条 略
2 略	2 略
3 養護老人ホームは、次の各号に掲げる記録の区分に応じ、その記録を当	3 養護老人ホームは、次の各号に掲げる記録の区分に応じ、その記録を当
該各号に定める期間保存しなければならない。	該各号に定める期間保存しなければならない。
(1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する居宅介	(1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する居宅介
護サービス費、同法第42条第1項に規定する特例居宅介護サービス費、	護サービス費、同法第42条第1項に規定する特例居宅介護サービス費、
同法第53条第1項に規定する介護予防サービス費又は同法第54条第1項	同法第53条第1項に規定する介護予防サービス費又は同法第54条第1項
に規定する特例介護予防サービス費の額の算定の基礎となる記録であっ	に規定する特例介護予防サービス費の額の算定の基礎となる記録であっ
て、市長が別に定めるもの 外部サービス利用型指定特定施設入居者生	て、市長が別に定めるもの指定特定施設入居者生
活介護(奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準	活介護(奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準
等に関する条例(平成25年奈良市条例第21号) <u>第240条</u> に規定する	等に関する条例 (平成25年奈良市条例第21号) <u>第219条第1項</u> に規定する
<u>外部サービス利用型</u> 指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)	指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)、
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護(奈良市指定地域密着型サービ
	スの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年奈良市
	条例第23号) 第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生
	<u>活介護をいう。以下同じ。)</u> 又は
施設入居者生活介護(奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設	施設入居者生活介護(奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設
備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果	備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果
的な支援の方法の基準等に関する条例(平成25年奈良市条例第22号) <u>第</u>	的な支援の方法の基準等に関する条例(平成25年奈良市条例第22号) <u>第</u>
<u>228条</u> に規定する <u>外部サービス利用型</u> 指定介護予防特定施設入居	<u>205条第1項</u> に規定する
者生活介護をいう。以下同じ。)を提供した日から5年間	者生活介護をいう。以下同じ。)を提供した日から5年間
(2) 略	(2) 略
(職員の配置の基準)	(職員の配置の基準)
第13条 養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。た	第13条 養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。た

だし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム (併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養 護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇 に支障がないものに限る。) にあっては第6号の栄養士を、調理業務の全 部を委託する養護老人ホームにあっては第7号の調理員を置かないことが できる。

 $(1)\sim(3)$  略

(4) 支援員

ア 常勤換算方法で、一般入所者(入所者であって、外部サービス利用 型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防 特定施設入居者生活介護の提供を受けていないものをいう。以下同 じ。)の数が15又はその端数を増すごとに1以上とすること。

イ 略

 $(5)\sim(7)$  略

 $2 \sim 6$  略

7 第1項第3号イ又は第2項第1号イの主任生活相談員のうち1人以 日7 第1項第3号イ又は第2項第1号イの主任生活相談員のうち1人以 日 サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定 介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム(以下「外 部サービス利用型養護老人ホーム」という。) であって、入所者の処遇に 支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務 に従事することができる。

外部サービス利用型養護老人ホーム

に置くべ

活相談員の数から、常勤換算方法で、1を減じた数とすることができる。

9~12 略

改正案

だし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム (併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養 護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇 に支障がないものに限る。) にあっては第6号の栄養士を、調理業務の全 部を委託する養護老人ホームにあっては第7号の調理員を置かないことが できる。

 $(1)\sim(3)$  略

(4) 支援員

ア 常勤換算方法で、一般入所者(入所者であって、指定特定施設入居 者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予 防特定施設入居者生活介護の提供を受けていないものをいう。以下同 じ。)の数が15又はその端数を増すごとに1以上とすること。

イ略

 $(5)\sim(7)$  略

 $2 \sim 6$  略

は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、外部は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定 特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指 定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム

であって、入所者の処遇に

支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務 に従事することができる。

8 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護 又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームに置くべ き生活相談員の数については、第1項第3号又は第2項第1号に定める生 き生活相談員の数については、第1項第3号又は第2項第1号に定める生 活相談員の数から、常勤換算方法で、1を減じた数とすることができる。

9~12 略

(生活相談員の責務)

|第23条 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよ||第23条 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよ| う必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

現行

(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法第8条第23項に 規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第18項に規定する介護 予防サービス計画の作成等に資するため、同法第8条第23項に規定する 居宅介護支援事業又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防支援 事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医 療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

(2) • (3) 略

- 略
- 前2項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス3 利用型養護老人ホーム

あっては、主任支援員が前2項に掲げる業務を行うものとする。

改正案

(生活相談員の責務)

- う必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。
- (1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法第8条第23項に 規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第16項に規定する介護 予防サービス計画の作成等に資するため、同法第8条第23項に規定する 居宅介護支援事業又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防支援 事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医 療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

(2) • (3) 略

- 略
- 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護 又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであっ て、第13条第1項第3号の規定に基づく生活相談員を置いていない場合に あっては、主任支援員が前2項に掲げる業務を行うものとする。

# 奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る 介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例 新旧対照表

|第 240 条 指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与 (以下「指|第 240 条 指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与 (以下「指| 定介護予防福祉用具貸与」という。)の事業は、その利用者が可能な限り その居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の 心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具(法) 下この章において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用 具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るもので なければならない。

現行

|第 257 条 指定介護予防サービスに該当する特定介護予防福祉用具販売(以|第 257 条 指定介護予防サービスに該当する特定介護予防福祉用具販売(以| 下「指定特定介護予防福祉用具販売」という。)の事業は、その利用者が 可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特 定介護予防福祉用具(法第8条の2第13項の規定により厚生労働大臣が定 める特定介護予防福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の 援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することによ り、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維 持又は向上を目指すものでなければならない。

定介護予防福祉用具貸与」という。)の事業は、その利用者が可能な限り その居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の 心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具(法 第8条の2第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以 第8条の2第10項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以 下この章において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用 具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るもので なければならない。

改正案

- 下「指定特定介護予防福祉用具販売」という。) の事業は、その利用者が 可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特 定介護予防福祉用具(法第8条の2第11項の規定により厚生労働大臣が定 める特定介護予防福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の 援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することによ り、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維 持又は向上を目指すものでなければならない。

#### 奈良市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 新旧対照表

改正案 現行

(生活相談員の責務)

ばならない。

(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護 予防サービス計画(介護保険法第8条の2第18項に規定する介護予防サ ービス計画をいう。以下同じ。) の作成等に資するため、居宅介護支援 事業(同法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業をいう。以下同じ。) 又は介護予防支援事業(同法第8条の2第18項に規定する介護予防支援 事業をいう。以下同じ。)を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サ ービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との 連携を図ること。

(2) • (3) 略

略

(生活相談員の責務)

|第24条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応じるととも|第24条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応じるととも| に、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなけれ<br />
に、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなけれ ばならない。

> (1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護 予防サービス計画(介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防サ ービス計画をいう。以下同じ。) の作成等に資するため、居宅介護支援 事業(同法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業をいう。以下同じ。) 又は介護予防支援事業(同法第8条の2第16項に規定する介護予防支援 事業をいう。以下同じ。)を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サ ービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との 連携を図ること。

(2) • (3) 略

2 略

議案番号 89

# 奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例 新旧対照表

現行					改正案			
別表				別	表			
	名称	主たる事務所の所 控除対象となる寄附金の 在地 支出の期間				控除対象となる寄附金の		
	H 1.1		<b>と出の期間</b>		H 11	在地	支出の期間	
略		略	略		略	略	略	
					特定非営利活動法人奈良	奈良市角振新屋町	平成27年1月1日から平	
					<u>NPOセンター</u>	8番地	成32年9月30日まで	
					特定非営利活動法人国際	奈良市法蓮町985	平成27年1月1日から平	
					交流ならふれあいの会	番地の6	成32年9月30日まで	
					特定非営利活動法人近畿	奈良市小倉町	平成27年1月1日から平	
					介助犬訓練所	<u>1,000番地</u>	成32年9月30日まで	
					特定非営利活動法人奈良	奈良市藤原町162	平成27年1月1日から平	
					<u>クラブ</u>	番地	成32年9月30日まで	

# 議案番号 90

# 奈良市病院事業の設置等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案				
(経営の基本)	(経営の基本)				
第4条 略	第4条 略				
2 診療科目は、次のとおりとする。ただし、状況によりその一部を置かな	2 診療科目は、次のとおりとする。ただし、状況によりその一部を置かな				
いことができる。	いことができる。				
(1) 内科	(1) 内科				
(2) 呼吸器内科	(2) 呼吸器内科				
(3) 消化器内科	(3) 消化器内科				
(4) 循環器内科	(4) 循環器内科				
	<u>(5) 腎臓内科</u>				
<u>(5)</u> 神経内科	<u>(6)</u> 神経内科				
<u>(6)</u> 血液内科	<u>(7)</u> 血液内科				
<u>(7)</u> 心療内科	<u>(8)</u> 心療内科				
(8) 糖尿病内科	<u>(9)</u> 糖尿病內科				
<u>(9)</u> 外科	<u>(10)</u> 外科				
<u>(10)</u> ~ <u>(26)</u> 略	<u>(11)</u> ~ <u>(27)</u> 略				
3 略	3 略				